社会福祉法人みみづく福祉会 幼保連携型認定こども園 こもれび < 説明会用資料 令和4年度向け >

令和3年9月6日・7日版

1. 園の概要

(1) 運 営 法 人 : 社会福祉法人みみづく福祉会 *R4 年度より新法人による運営を計画しております。

(2) 代表者氏名 : 理事長 鈴木 逸子 (3) 施設管理者 : 園 長 寺島 朋子

*R4 年度より新法人による運営を計画しております。 但し、概要及び運営方針等に変更はありません。

2. 施設の目的及び運営方針

	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての乳幼児期の子どもに対する教育
目的	並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健や
	かな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、
	保護者に対する子育て支援を行います。
	① 関係法令を遵守するとともに幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき教
	育・保育の提供を行います。
	② 園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生
運営方針	活の場を提供するよう努めます。
连名刀到	③ 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状
	況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
	④ 園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に
	対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3. 教育及び保育内容

法人理念	いささかなりとも人のお役に立つことができ得れば
教育及び保育理念	子ども達一人一人に愛情をもって接することで、健やかな育ちを保障する
教育及び	・子どもの健全な心身の発達を図る。
保育方針	・豊かな人間性を育む。
	・家庭や地域と連携を図り、子育て支援を行う。
	・友達を思いやれる子ども
 教育及び	・友達と力を合わせてやり切れる子ども
	・物や生き物、植物を大切にできる子ども
保育目標	・あいさつができる子ども
	・思いを伸び伸びと表現できる子ども
提供する教育・	・乳幼児の発達に必要な教育・保育 ・食事の提供 ・預かり保育事業
保育の内容等	・延長保育事業・一時預かり事業(4月1日現在満2歳以上5歳以下)
休月の内谷寺	・その他教育・保育に係る行事等
特色のある	・異年齢児保育(3~5歳児対象)・英語で遊ぼう(5歳児対象)
教育・保育	・体操教室(2~5歳児対象)・リトミック(全園児対象)
	・こもれびスイム(4・5歳児対象) ・絵画教室(3~5歳児対象)

4. 職員体制

職種	員 数	(人)	職種	員 数	(人)
1000 7里	常勤	非常勤	「中職」 7里 	常勤	非常勤
園 長	I		園医 (嘱託)		I
副園長	1		園歯科医 (嘱託)		1
主幹保育教諭	2		園薬剤師 (嘱託)		I
保育教諭	2 4	5	管理栄養士(業務委託)	ļ	
保育補助者	2	3	調理師(業務委託)	3	
事務長	I		体操講師 (嘱託)		I
事務職員	I		英語講師(嘱託)		I
			リトミック講師(嘱託)		I
			絵画教室講師 (嘱託)		ı

^{*}職員数は利用園児数により変動する場合がありますが、京都府認定こども園の要件等に関する 条例に定める基準及び関係法令等を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員を配置しています。

5. 通園区域

I 号認定(幼稚園枠):同志社山手地区

2号及び3号認定 (保育所枠):市内全域

*同志社山手地区の |・2号認定はできるだけ徒歩・自転車での通園協力をお願いします。

6. 教育・保育の提供日及び提供時間

(1)提供日・休園日

	提供日	休園日
		· 土曜日 · 日曜日 · 祝日
		・夏季休業日(7月21日 ~ 8月31日)
号認定	月~金曜日	·冬季休業日(2月26日 ~ 月 5日)
		·春季休業日(3月25日 ~ 4月 9日)
		※祝日等の関係により変更になる場合があります。
2日、2日初中	日。上閉口	・日曜日 ・祝日
2号・3号認定	月~土曜日 	・年末年始(I2月29日 ~ I月 3日)

^{*}伝染病・風水害・警報発令など、その他必要と認めたときは休園することがあります。

(2) 提供時間

P.	·····································	月~金曜日	7:00~19:00
開園時間		土曜日	7:00~16:00
号認定	教育標準時間認定	月~金曜日	9:00~ 4:00(5時間)
1万応圧	預かり保育(全員利用)		
	保育標準時間認定	月~金曜日	7:00~ 8:00(最長 時間)
2·3号認 定		土曜日	7:00~16:00 (最長9時間)
	保育短時間認定	月~金曜日	8:30~16:30(最長8時間)
		土曜日	8:00~ 6:00(最長8時間)

* | 号認定全員利用の預かり保育は、別途利用料を頂きます。

- *利用希望に応じて、開園時間内で延長保育及び預かり保育を行います(別途利用料必要)。
- *開園日の月~金曜日9:00~16:00に、在園児以外の一時預かり保育を行います。
- *別途利用料金は、P6を参照ください。

7. 給食等について

※Ⅰ号認定子どもを含め、全ての園児に給食等を提供します。 ○=提供

		提供	内容		こども園での摂取割
	午前のおやつ	給	食	午後のおやつ	(1日の摂取カロリー)
	一十町ののくり	主食	副食	一十後ののくり	(100)34000
O歳児	0	0	0	0	5 0 %
I 歳児	0	0	0	0	(約930kcal)
2歳児	0	0	0	0	(#9 7 3 0 KCdl)
3歳児		0	0	0	4 5 %
4歳児		0	0	0	45% (約1300kcal)
5歳児		0	0	0	(水リト S O O RCCI)

給食の提供	・業務委託した㈱魚国総本社が、当園において調理します。 ・献立は管理栄養士監修のもと作成し、献立表は毎月配布します。
食物アレルギー への対応	 ・必ず当園規定の指示書に医師の診断を明記してもらい、提出してください。 除去食や代替食を提供します。 ・他の園児と変わらぬ生活を過ごせるように配慮します。 ・関係者・関係機関と十分に連携し、万が一事故が発生した時は、全職員が迅速かつ適切に対応します。
食育に対する 考え方	料理、収穫等、様々な体験を通じて食べる事と体について関心を持ち、健全 な食事習慣や社会性を身につけることが出来るよう食育を実践します。

8. 利用料その他費用等の徴収について

(I) 特定教育・保育利用料

| 号認定子ども・2号認定子どもは、幼児教育・保育に伴う保育料無償化のため、保育料の利用者負担はありません。

3号認定子どもは、園児の在住する市町村の定める保育料を毎月お支払いください。

(2) その他費用

① 教育及び保育の提供に要する実費の費用

項目		金額	備考			
給食費(号・2号認定)	月額	6,000円	給食主食I500円副食4500円			
号預かり保育	月額	4,000円	原則全員利用 14:00~16:00			
絵本代(3~5歳児)	月額	未定	年齢ごとに新学年前月(3月) に確定			
新学年毎に必要な用品代		未定	年齢ごとに新学年前月(3月) に確定			
行事費等	月額	0·I 歳児300円 2歳児400円 3~5歳児500円	夏祭り・運動会・クリスマス・ 進級祝			
卒園アルバム代(5歳児)	月額	1,000円	小学校就学年度の7~8月頃 配付			
お泊まり代(5歳児)	一回	実費徴収	年丨回実施			
布団リース代(0~4歳児)	月額	1,500円	希望者のみ			

* I 号認定子どもは長期休業日分として、8 月の給食費の徴収はありません。 ただし、その他の「月額」表記は、長期休業月等に関係なく毎月(I 2ヶ月)徴収します。

(3) 費用の徴収方法

毎月保護者様から、口座振替(自動引落)により当園が直接徴収します。 また、口座振替手数料は、当園が負担しますが、残高不足等で口座振替が出来ない場合 は、手数料を保護者様にてご負担の上、園指定口座に振り込みをお願いします。 2ヶ月以上滞納があった場合は、退園とさせていただくことがあります。

9. セキュリティ対策・ICT システム

園のすべての門は24時間施錠しており、ICカードでの操作で開錠頂けます。 また、園児情報や登降園管理用にICTシステム(CODMON)を導入しており、ICカードで 登降園時間の打刻や、専用アプリで園からの連絡・保護者様より園への欠席連絡等をして頂 くことが可能です。

10. 令和4年度より同敷地内に放課後児童クラブを開設予定

これまで、就学の際に訪れる"小 I の壁"による多くの保護者様自身の苦悩や、小学校への適応が難しいというようなお子さまの悩みをよく耳にしておりました。就学による影響は子どもだけではなく、施設に預けられる時間の変動や長期休暇期間のお弁当などにより、保護者にも大きな負担となります。そこで認定こども園という施設特色を活かし、ワーキングマザーがぶつかる"小 I の壁"に対する緩衝材の役割として機能させることで、ご家庭のフォローに繋げられればということから運営計画に至りました。

小学2年生迄を対象として、こもれび卒園児(同志社山手地区在住児童)優先

11. 新型コロナウイルス感染症についての対応

現在、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として別紙の対応を行っております。尚、来 年度も感染拡大状況によって内容は変わるかと思いますので入園までに改めてお知らせ致し ます。

② 1号詞	忍定の	預かり保育の費	用																	
			7:00	8:00	8:30	9:00						14:00		16:00	16:30	17:00		18:00	19:00	
		**. T. F.	預かり保育 教育及び保育時間(7時間) 預かり保育																	
~	月 ~ 金	登園日	100円	10	0円		無償 (5時間) 全員利用預かり保育 100円 100円 1									150円	19:00以降			
1 幼 号 稚	曜日	休園日 (長期休業日)		預かり保育											10分ごとに300円					
認園定枠	Н	※開園日に限る	100円	10	0円	100円	100円	10(別途給食作		100円	100円	100円	100円 別途おやつ代100円	10	00円	100		150円		
	土曜	休園日 (長期休業日)					3	預かり	り保	育				1 (6:00	以降		◎1号認定(約 登園日の、	カ稚園枠) 8:30∼9:00の登園⋅	
	日	※開所日に限る	100円	10	0円	100円	100円	10(別途給食作		100円	100円	100円	100円 別途おやつ代100円		}ごとに	300円			16:30の降園については 時間帯として費用は徴収しな	
			7:00	8:00		9:00	10:00		1	2:00	13:00	14:00	15:00	16:00				い。		
③ 2号)	及び3号	器定の延長保育	育の費用															おやつ代が	日は、時間+別途給金 必要となります。	Į.
			7:00		8:30										16:30			18:00	19:00	
							教	教 育 及 び 保 育 時 間 (最大11時間)									延長保育			
	月 ~ 金	標準時間認定		3号一市町村の定める保育科									150円 定期利用は 月額2000円	19:00以降 10分ごとに300円						
2 〜 号 ′□	曜日	/= n+ 88=30 ↔	延長保	育			教	育及	び 保 育 時 間 (最大8時間)					延長份						
· 保 育 所		短時間認定	150F	3					3号一市	2号一無償 町村の定め						150円		150円		
号枠)		標準時間認定		教 育 及 び 保 育 時 間 (最大9時間)																
定	土曜	宗华时间 心心		2号ー無償 3号ー市町村の定める保育料					16:00以降				◎2号認定 (保育所枠/3・4・5歳児)							
	日	短時間認定	延長保育				教育	及び	保育	時間((最大8時間)			10分	}ごとに	300円		◎3号認定		
					2号 — 無偿								◎35歳足 (保育所枠/0・1・2歳児)		-					
			7:00	8:00										16:00						
4 −₩	頻かり)の費用																		
曜	B T	時	間				金額					備考								
開園日		9:00~	16:00		1	回別	保育料15 途給食・おやつ		円	4月1日現	見在満2歳以」	- 5 歳以下・1	日3名まで			(令和:	2年4)	月より〉		

| 2. 入園手続き

【 | 号認定(幼稚園枠)】

(1) 応募資格

同志社山手地区に保護者とともに居住している3~5歳児

*転入が確定している場合を含みます。その場合は、同志社山手の住所が確認できる売買契約書等をご一緒に提出ください。

*市立三山木幼稚園・普賢寺幼稚園との併願はできません。

(2) 入園願書配布

令和3年9月 | 日(水)以降の、開園日/開園時間に<u>こもれび</u>で配布します。 *こもれびホームページからもダウンロードが可能です。

(3) 入園願書受付

令和3年9月9日(木)・10日(金) 9:00~18:00

場所 こもれび

- (4) 抽選について
 - ・申し込みが募集人数を超えた場合は抽選により入園を決定します。
 - ・抽選の有無はこもれび及び市のホームページでお知らせします。
 - ・抽選の詳細は、ホームページでお知らせします。

|3. 入園について

入園が決定した場合は、当園と利用契約を締結して頂きます。

◎こもれびでのⅠ日

(月~金曜日)

時間	号認定	2号認定	3号認定		
7:00	(預かり保育)	(延長保育)随時登園	(延長保育)随時登園		
8:30		教育及び保育	教育及び保育		
9:00	登園	п	П		
	教育及び保育		おやつ(牛乳)		
11:00	│	給食	給食		
12:00					
13:30	午 睡	午 睡	午 睡		
14:00	預かり保育				
15:00	おやつ	おやつ	おやつ		
16:00	降 園		↓ ↓		
	(預かり保育)	随時降園	随時降園		
18:00		(延長保育)	(延長保育)		
19:00					

(土曜日)

時間 日号認定 2号認定	3号認定
7:00 8:30 11:00 13:30 15:00 16:00	登園 (延長保育)随時登園 教育及び保育 おやつ(牛乳) 給食 午睡 おやつ 随時降園

※6月~ | 2月の期間、幼児クラス(3~5歳)において異年齢保育日を設けます。

◎年間行事予定

- ※行事の実施時期は、前後する場合があります。
- ※誕生会は隔月に行います。
- ※毎月身体測定(コドモンにて記録が閲覧できます。)・避難訓練を行います。

認定こども園とは

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることが出来ます。

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能 (保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能) 地域における子育で支援を行う機能 (すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能) 就学前の教育・保育を一体として捉え -貫して提供する枠組み 就学前の子どもに 地域における 幼児教育・保育を提供 子育で支援 幼稚園 保育所 すべての子育て家庭を 保護者が働いている、い ●幼児教育 ●保育 ないにかかわらず受け入 対象に、子育て不安に ●3歳~就学前の子ども ●0歳~就学前の保育 れて、教育・保育を一体 対応した相談活動や、 機能 機能 が必要な子ども 的に実施 親子の集いの場の提供 付加 付加 などを実施

認可・認定

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様な タイプがあります。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけ は失いません。

• 幼保連携型 ★こもれびはここに属します。

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を 備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

• 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定こども園の認定基準は?

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣が定める基準に従い、また参酌して各都道府県 等が条例で定めます。

主な基準等は以下の通りです。

○ 職員資格·学級編制等

職員資格

• <幼保連携型>

- ・保育教諭を配置。保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有。ただし、施行から5年間は、一定の経過措置あり。
- くその他の認定こども園>
 - ・満3歳以上:幼稚園教諭と保育士資格の両免許・資格の併有が望ましい。
 - ・満3歳未満:保育士資格が必要

学級編成

・満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度 については学級を編制

○教育・保育の内容

- <幼保連携型、その他の認定こども園>
 - ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて教育・保育を実施(幼稚園型は幼稚園教育要領、保育所型は保育所保育指針に基づくことが前提。)
 - ・小学校における教育との円滑な接続
 - ・認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮

認定こども園の利用手続きについて

新制度では教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分を設けています。

認定区分

Ⅰ号認定:教育標準時間認定・満3歳以上 ⇒ 認定こども園、幼稚園

2号認定:保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上 ⇒ 認定こども園、保育所

3号認定:保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満 ⇒ 認定こども園、保育所、地域型保育

利用手続きの流れ(イメージ)

(|号認定の場合)



国の行政窓口は?

認定こども園に関する事務については、内閣府子ども・子育て本部で一元的に対応します。なお、学校教育法上に位置づけられている幼稚園について文部科学省、児童福祉法上に位置づけられている保育所について厚生労働省と各種法体系の連携を図っていきます。

都道府県や市町村の行政窓口は?

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、地方自治体の関係機関の連携協力が義務付けられています。

これに基づき、都道府県や市町村においては、次のような場面で一体的対応の推進を図るとともに、都道府県と市町村との連携の推進も必要です。

- 幼児期の教育・保育に関する保護者向け窓口
- 認定こども園の認定申請と、幼稚園・保育所の認定申請の受付窓口
- 補助金申請窓口
- ◆ **都道府県担当部署**(幼保連携型認定こども園のうち、指定都市、中核市管内に設置されるものについては、指定都市、中核市)